

## 伊勢崎市移住者支援空き家改修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、移住及び定住の促進並びに空き家の利活用による地域活性化を図るため、市外からの移住を目的として市内に存する空き家の改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する市内に所在する建築物（併用住宅及び長屋を含む。）をいう。ただし、賃貸住宅、給与住宅、別荘等の一時的に使用するものその他これらに類するものを除く。
- (2) 併用住宅 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が一体となり、1つの建物となっている住宅をいう。
- (3) 空き家 規則第4条第1項の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）時点で、人の居住の用に供していた住宅でおおむね1年以上居住されていないものをいう。
- (4) 改修工事 空き家の機能又は性能を維持させ、若しくは向上させるための修繕、模様替え及び設備改善等を行う工事をいう。

### (補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に同項の規定による確認を受けて建築されたものにあつては、次のいずれかの条件を満たすものであること。

ア 過去に次のいずれかに該当する耐震改修工事を実施していること。

- (ア) 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本

的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。以下同じ。）による構造耐震指標が1.0未満の木造住宅について、耐震性の判断基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事

(イ) 耐震診断による構造耐震指標が0.6未満及び保有水平耐力に係る指標が1.0未満の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅について、耐震性の判断基準に係る上部構造耐力の評価を0.6以上及び保有水平耐力に係る指標を1.0以上とする工事  
イ 耐震診断の結果、構造耐震指標が1.0以上であること。

ウ 本補助金の改修工事で耐震改修工事を行うものであること。

(2) 併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること。

(3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(5) 改修工事の内容について、同一の年度内に国又は地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家に居住する者全員に市区町村税等の滞納のないもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 申請日前おおむね1年以内に移住を目的として市内の共同住宅又は長屋に転入した者で、転入日から起算して過去1年間に本市の住民基本台帳に記録されていないもの

イ 申請日以後、申請日の属する年度と同一の年度内に本市に転入する者で、申請日から起算して過去1年間に本市の住民基本台帳に記録されていないもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 補助対象空き家の所有権を有する者（全部事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。）

イ 第14条の規定により実績報告書を提出する日（以下「実績報告の日」という。）までに補助対象空き家の所有権を有する見込みの者

(3) 規則第5条第1項の規定による交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に改修した補助対象空き家に居住を開始する見込みの者

(4) 実績報告の日から起算して10年以上補助対象空き家に居住する意思がある者

(5) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でない者

(6) 外国人の場合にあっては、法令に基づき日本国に永住権を有する者  
（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空き家を住居として活用するために行う別表第1に掲げる改修工事とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 改修工事に要する費用（以下「改修工事費」という。）が、20万円以上であること。

(2) 原則として市内事業者（市内に事業所を有する事業者をいう。以下同じ。）が施工する改修工事であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 規則第5条第1項の規定による交付の決定を受けた後に開始する改修工事であること。

(4) 併用住宅の改修工事を実施する場合は、居住の用に供さない部分についても自己の居住の用に供するための改修工事であること。

(5) 別表第2に掲げる改修工事でないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計額とする。ただし、対象となる改修工事費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を上限とする。

(1) 基本額 120万円

(2) 加算額 次に掲げる額の合計額

ア 補助対象者の属する世帯が子育て世帯（申請日において中学校修了前の子がいる世帯をいう。）に当たる場合は、該当する子1人につき10万円。ただし、30万円を上限とする。

イ 補助対象空き家に居住する者が2人以上の場合は、40万円

ウ 補助対象空き家が本市の空き家情報バンクに登録されている空き家である場合は、10万円

（交付の制限）

第7条 この要綱に基づく補助金の交付は、住宅1棟及び補助対象者1人につき、それぞれ1回を限度とする。

（申請書の様式等）

第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出期間は、市長が別に定める。

（記載事項）

第9条 規則第4条第1項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の所在地等
- (2) 空き家になった時期
- (3) 空き家の所有者
- (4) 空き家に住む人（予定）
- (5) 改修工事業者
- (6) 改修工事予定期間
- (7) 第3条第1号の確認
- (8) 第3条第4号の確認
- (9) 第3条第5号の確認
- (10) 第4条第5号の確認

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真（改修箇所が確認できるもの）

- (3) 平面図（延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの）
- (4) 改修工事の見積書の写し（改修工事費の内訳の明細が確認できるもの）
- (5) 改修場所が確認できる図面の写し
- (6) 建物の全部事項証明書（未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は評価証明書）
- (7) 耐震性が確認できる書類の写し（補助対象工事で耐震改修工事を行う場合を除く。）
- (8) 補助対象空き家に居住する者全員の住民票の写し
- (9) 補助対象空き家に居住する者全員に市区町村税等の滞納がないことを証する書類（転入前の住所地における完納証明書等）
- (10) 補助事業に係る誓約書（様式第2号）
- (11) 空き家であることの確約書（様式第3号）
- (12) 次の場合にあつては、申請者を除く空き家所有者全員の改修に係る同意書（様式第4号）
  - ア 建物の全部事項証明書等に共有者の記載がある場合
  - イ 申請者が改修工事を行う空き家の所有権を有していない場合
- (13) 建築士が改修工事の設計を行う場合にあつては、空き家改修工事業者一覧（様式第5号）及び改修工事に係る設計者及び工事監理者が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の資格を有することを証する書類の写し
- (14) 委任状（代理者による申請を行う場合に限る。）
- (15) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定通知書等の様式）

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 市長は、規則第5条第1項の審査及び現地調査等の結果、補助金を交付しないときは、移住者支援空き家改修補助金不交付決定通知書（様式第7号）

により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業等の内容を変更し、又は同項第3号の規定により補助事業等を中止するときは、空き家改修工事内容変更（中止）申請書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めたときは、移住者支援空き家改修補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の様式)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(添付書類)

第13条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 改修工事請負契約書の写し
- (2) 改修工事費の領収書の写し
- (3) 改修工事完了後の現況写真
- (4) 補助対象者の世帯に属する世帯員全員の住民票の写し
- (5) 売買契約書の写し（空き家を購入した場合に限る。）
- (6) 次の場合にあつては、建物の全部事項証明書
  - ア 申請時に建物が未登記だった場合
  - イ 申請時に添付した建物の全部事項証明書の内容に変更が生じた場合
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要な工事を行った場合に限る。）
- (8) 耐震性が確認できる書類の写し（補助対象工事で耐震改修工事を行った場合に限る。）
- (9) 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し（申請時に空き家改修工事業者一覧を添付した場合に限る。）
- (10) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し（改修工事で廃棄物が発生した

場合に限る。)

(11) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の提出時期)

第14条 規則第13条の実績報告書の提出時期は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後、交付決定者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、移住者支援空き家改修補助金交付請求書(様式第12号)によるものとする。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、規則第16条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は確定を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付が適当でないとき。

2 市長は、規則第16条第1項及び前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消すときは、移住者支援空き家改修補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金返還命令書の様式)

第18条 規則第17条第1項の命令は、移住者支援空き家改修補助金返還命令書(様式第14号)により行うものとする。

2 返還を命ずる額は、別表第3に定める金額とする。

(交付決定者の承継)

第19条 交付決定者が死亡したときは、その相続人が交付決定者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位の承継をしようとする者（以下「承継申請者」という。）は、移住者支援空き家改修補助金交付承継申請書（様式第15号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 移住者支援空き家改修補助金交付決定通知書又は移住者支援空き家改修補助金交付変更（中止）決定通知書の写し
- (2) 相続権があることを証明する書類の写し（戸籍謄本の写し等）
- (3) 承継申請者が相続したことを証明する書類の写し（遺言書又は遺産分割協議書の写し等）
- (4) 交付決定者の死亡が確認できる書類の写し（住民票除票等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請に基づき承継を承認又は不承認としたときは、移住者支援空き家改修補助金交付承継承認（不承認）通知書（様式第16号）により承継申請者に通知するものとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第20条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象工事完了後10年とする。

（書類の保存）

第21条 交付決定者は、補助金に係る関係書類を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

番号	対象となる改修工事
----	-----------



1	風呂、トイレ、台所等の水回り改修工事
2	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張等）
3	壁紙の貼替え、床の張替え等の内装工事
4	根太、大引等の床組補修工事
5	畳の取替え、表替え等
6	窓、ガラス、サッシ等の取付け又は交換等
7	室内建具等の交換
8	給湯設備機器の設置又は交換
9	照明（単なる電球又は蛍光管の交換を除く。）、コンセント、スイッチ等の取付け又は交換
10	屋根のふき替え、塗装等
11	外壁の張替え、塗装等
12	外壁、屋根、天井等の断熱化工事
13	住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス等の設置工事
14	耐震改修工事
15	その他市長が認める工事

別表第2（第5条関係）

番号	対象外となる工事
1	新築の工事
2	別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事

3	店舗、工場、事務所等の工事
4	門、塀、舗装、擁壁等の工事
5	造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
6	解体工事（補助対象工事に伴う部分の解体を除く。）
7	太陽光発電設備又は太陽熱利用温水器の工事
8	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電化製品又は家具の設置
9	電話、インターネット回線等のみの工事
10	防犯ライト等の警備機器の設置
11	雨水タンク設備の設置
12	下水道、合併処理浄化槽工事（浴室、トイレ、キッチン等の改修に伴う工事は対象とする。）
13	防虫・消毒処理等（シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿等）
14	ハウスクリーニング、排水管の清掃等
15	その他市長が補助対象工事として認めない工事

別表第3（第18条関係）

返還の要因	返還を命ずる額
実績報告の日から起算して1年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の全額
実績報告の日から起算して1年以上2年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の9の額

実績報告の日から起算して2年以上3年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の8の額
実績報告の日から起算して3年以上4年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の7の額
実績報告の日から起算して4年以上5年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の6の額
実績報告の日から起算して5年以上6年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の5の額
実績報告の日から起算して6年以上7年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の4の額
実績報告の日から起算して7年以上8年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の3の額
実績報告の日から起算して8年以上9年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の2の額
実績報告の日から起算して9年以上10年未満に補助対象空き家から転居した場合	交付した額の10分の1の額